

三重県産業廃棄物税制度の検証結果(案)に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他:①～④に該当しないもの。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	課税方法	13	本課税制度が中小企業の負担増にならないよう、1,000トンという免税点は堅持されたい。	②	免税点については、「公平・中立・簡素」の税の3原則を念頭に、産業界等関係団体との議論も踏まえ、徴税コストや地場産業と中小企業への影響を勘案し、1,000トンとしています。本検証結果(案)では、免税点を含む課税方法について、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続することとしています。
2	用途	15	廃棄物処理業者におけるイメージアップの拡大や地域への積極的な取り組み(環境学習や環境保全・生態系に関する保全等)に対しても用途を拡充されたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、廃棄物処理業者の皆様が地域と共生し事業を継続できるような支援を充実していきます。
3	用途	15	産業廃棄物処理業者による再生施設の整備は、産業廃棄物処理業者のみならず排出事業者の循環型社会構築のための取組に資するものであることから、研究開発や設置に係る支援措置の拡充をされたい。	③	納税者である排出事業者の意向も踏まえながら、産業廃棄物処理業者による環境負荷の低減等に資する研究開発や処理施設の設置について支援制度の拡充を図っていきたくと考えています。
4	再生施設	16	RPFは温室効果ガス削減のための石炭代替燃料として広く利用されており、今後も需要は増加傾向にあることや、選別された純度の高い廃プラスチック類、木くずが有効利用されていることから、RPF製造施設についても、申請が不要な再生施設に追加されたい。	④	現状、再生率が90%に満たないRPF製造施設があるため、今後、RPFの需要が拡大し再生率が安定して90%以上となった場合に申請が不要な施設に追加するか検討したいと考えています。 なお、再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。
5	再生施設	16	金属の破碎施設などもっばら再生される廃棄物の処理施設についても資源循環に資するものであることから、申請が不要な再生施設の対象とする等の措置を講じられたい。	④	金属くずを破碎する施設は、ほとんどが再生施設認定を受けていない実態があり、現時点では確実に再生利用が図られる施設とは認められないため、申請が不要な再生施設の対象としていません。 なお、金属の多くは有価物として取り引きされますが、産業廃棄物となる金属くずの多くは、混合廃棄物として処理されていることが考えられます。 再生率が90%以上となる場合は個別に申請いただくようお願いいたします。

番号	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	処理係数	17	処理方式により資源循環に資する効果に違いがあることから、温暖化対策も含め効果の高い施設整備の促進等を図る観点から、処理係数をきめ細かく設定されたい。焼却施設のうち、エネルギー回収を行っている施設については、単なる焼却とは差別化し、処理係数を低減されたい。	④	処理係数は、産業廃棄物の処理施設ごとに減量化を考慮し設定したものであるため、エネルギー回収を行う焼却施設についても処理係数は0.10とします。 しかし、焼却により発生した余熱からエネルギーを回収することは重要であり、エネルギー回収を行う設備の設置を促進していきたいと考えています。
7	処理係数	17	炭化施設について、詳細な調査を実施のうえ処理の実態を踏まえた処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、炭化施設について処理係数の精査を行い、反映しました。 炭化施設については、本県における処理の実態を踏まえ、0.40とします。
8	処理係数	17	発酵施設について、処理係数が適用されるのはメタン発酵施設のみであると考えられるが、メタン発酵施設の処理実績をもとに処理係数を設定されたい。	①	ご意見を踏まえ、発酵施設について処理係数の精査を行い、反映しました。 発酵施設については、本県における処理の実態を踏まえ、メタン発酵に限定し、施設の区分を「メタン発酵施設」とし、0.20とします。
9	再生可能エネルギー回収施設	18	メタン発酵施設の回収能力(107Nm ³ /トン)については、原料とする廃棄物の性状が大きく関係してくることから、柔軟に対応できるよう回収能力を設定されたい。	①	メタン発酵施設の回収能力について、熱利用率10%以上とするところ、簡便な方法として産業廃棄物1トンあたりのメタンガス発生量が107Nm ³ /トン(メタンガス濃度50%換算)以上としています。ただし、ご意見を踏まえ、熱利用率が10%以上を満たすことが明らかな場合は、再生可能エネルギー回収施設として認定することとします。
10	用途	19	資源の有効活用を積極的に推進されたい。伊勢湾におけるプラスチック問題や流木問題を解決する手段の一つとして、再利用・再資源化のための研究等を推進されたい。 また、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、本県のものづくり産業や石油化学系産業におけるカーボンニュートラルに向けた取組について幅広く支援できるような仕組みを構築されたい。	①	さらなる資源の有効活用を推進するため、様々な社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。 また、地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも用途の範囲を拡大します。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。